

指定ごみ袋及びボランティア袋製造・納入仕様書

鳴門市指定ごみ袋及びボランティア袋の製造及び納入委託業務にかかる仕様は以下のとおりとする。

1. 指定ごみ袋の製造

(ア) 種類及び数量

指定ごみ袋の種類については以下のとおりとする。ただし、製造は市からの製造発注を受けて実施するものとする。

種類	印刷色	サイズ	横×縦 (mm)	厚さ (mm)	数量 (枚)
燃やせるごみ	黒	大	650×800	0.04	70,000
取っ手付き 燃やせるごみ	黒	大	450/650×800	0.04	740,000
		中	370/570×700	0.03	720,000
		小	330/500×600	0.03	550,000
取っ手付き プラスチック製容器包装	緑	大	450/650×800	0.04	450,000
		中	370/570×700	0.03	340,000
		小	330/500×600	0.03	150,000
取っ手付き 燃やせないごみ	ピンク	大	450/650×800	0.04	80,000
		中	370/570×700	0.03	50,000
		小	330/500×600	0.03	70,000
缶	水色	大	650×800	0.04	15,000
		中	500×700	0.03	15,000
合計					3,250,000

(イ) 仕様

指定ごみ袋の仕様については、別紙1のとおりとする。

国外製造品は認めない。

鳴門市指定ごみ袋の版下は5年間保存するものとする。

(ウ) 外装及び梱包

納品は以下の単位で行うものとする。10枚を1セットとしてポリプロピレン製の外装をし、50セットをダンボール箱に密封する。(1箱=500枚)

内部の指定袋が損傷しないように構造等に十分留意すること。

外装の仕様については、別紙2のとおりとし、適切なバーコード等を印刷すること。

外装の取り出し口にミシン目を入れること。

(エ) 製造発注

市からの製造発注を受け製造するものとする。

なお、製造発注は年2回とし、1回の製造発注は1種類につき5万枚以上、合計20万枚以上発注するものとする。ただし、数量が5万枚以下のものについては、第1回目の発注において全て製造するものとする。

(オ) 保管

製造した指定ごみ袋は、納入するまで適切に保管すること。

(カ) 不良品

製造した製品に不良品が発生した場合は、誠意をもって対応すること。

2. 指定ごみ袋の納入

(ア) 納入

製造した指定ごみ袋は、市の指示により、市と市の指定する「鳴門市指定ごみ袋取扱店」へ納入するものとする。

鳴門市指定ごみ袋取扱店は市内全域で約105店舗あるが、契約期間中の増減に対応すること。

(イ) 納入時期

納入については、毎週金曜日17時頃に市から送付される納入依頼に基づき、原則翌週水曜日に市の指定する種類・数量を、鳴門市指定ごみ袋取扱店へ納入するものとする。

年末年始、祝祭日等の扱い、市への納入時期についてはその都度協議して決める。

(ウ) 納入方法

納入の際、納入業者は納入先に納品数量・種類を記載した納品書を手渡すものとする。

市が求めた場合、取扱店の受領印が押印された受領書を提出するものとする。

毎月の納入について翌月10日までに報告すること。

3. 指定ごみ袋の請求

毎月の納入数量による、製造及び納入にかかる委託料を計算し、毎翌月に市に請求すること。

4. ボランティア袋の製造・納入

(ア) 仕様

ボランティア袋の仕様については、別紙3のとおりとし、15,000枚を一括して鳴門市役所（鳴門市撫養町南浜字東浜170）へ納品（令和7年6月頃）すること。

5. その他

この仕様書に定めのない事項については、協議して定めるものとする。